

平成25年度 福祉サービスのお知らせ

【児童福祉編】

児童手当制度

対象者…中学校卒業までの児童を養育している方

(3歳未満)	月額15,000円
(3歳以上小学校修了前)	月額10,000円 (ただし第3子以降は月額15,000円)
(中学生)	月額10,000円

※上記に関わらず、所得制限に該当する方は、特例給付として月額5,000円の支給となります。

児童扶養手当制度

対象者…ひとり親家庭等で18歳未満(障がい児は20歳未満)の児童を養育している方

(対象児童1人)	月額41,430円
(対象児童2人)	月額46,430円
(対象児童3人)	月額49,430円
(対象児童4人以上)	1人につき3,000円が加算されます。



※認定から5年を経過した受給者で一定の条件にあてはまる方や、所得制限に該当する方は減額されます。

特別児童扶養手当制度

対象者…精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育されている方

(1級障がい児)	月額50,400円
(2級障がい児)	月額33,570円

保育所(こども園長時間利用含む)への入所

保護者の就労、病気等の理由で保育に欠ける児童を保育所へ入所させることができます。月額保育料は、世帯の課税の状況に応じて異なります。

子育て支援センター相談事業

福祉課窓口及びたんぽぽこども園内にある子育て支援センター「たいよう」(☎62-4158)で、子育てに関する様々な相談をお受けします。

●児童手当を受けている方へ

「現況届」をお忘れなく!!

6月28日(金)まで

6月以降の児童手当を引き続き受けるためには、「現況届」が必要です。(ただし、平成25年5月に第1子が生まれた方や転入された方は、今年度の提出を省略することができます。)

これは、児童手当の受給要件を満たしているかどうかを確認するため、提出がない場合は手当が受けられなくなる場合があります。

提出期限 6月28日(金)

提出先 福祉課(総合保健施設内)、町民課または各地区総合施設

※現況届の案内は、6月中旬に受給者宛に送付しています。まだ提出がお済みでない方は、期限までに必ず提出してください。

●申請・お問い合わせ先……………福祉課総合福祉担当 ☎62-3436